

資産処分審議会運営規則の一部改正

資産処分審議会運営規則の一部改正（案）

資産処分審議会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

資産処分審議会 会長 宮島 司

資産処分審議会運営規則の一部を改正する規則

資産処分審議会運営規則（平成15年11月6日 第1回資産処分審議会決定）の一部を次のように改正する。

第14条中「国鉄清算事業用地部企画課又は」を削る。

附 則

この規則は、令和元年 月 日から施行する。

資産処分審議会運営規則改正（改正・現行比較表）

改正	現行
<p>第14条 審議会の庶務は、経営自立推進・財務部経営自立推進・財務企画課において処理する。</p>	<p>第14条 審議会の庶務は、<u>国鉄清算事業用地部企画課</u>又は経営自立推進・財務部経営自立推進・財務企画課において処理する。</p>